


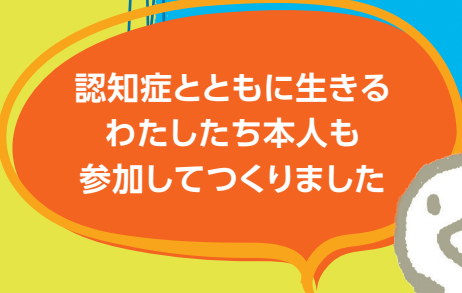


世田谷区



令和2年
10月1日施行


認知症とともに生きる 希望条例



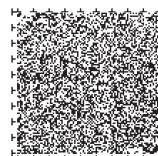


認知症とともに生きる
わたしたち本人も
参加してつくりました



わたしたちがめざす希望のまちづくり

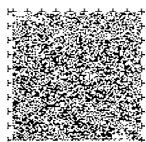


おとなでも、こどもでも、
誰もが無関係ではないのが、認知症です。
ひとりひとりが、希望を持って自分らしく生き、
認知症になってからも、安心して暮らせるまちを
区民みんなと一緒につくっていくために、
世田谷区はこの条例をつくりました。



この条例では4つの視点を大切にしています

- ① いまままでの認知症の考え方を変える。
- ② みんながこの先の「そなえ」をする。
- ③ ひとりひとりが希望を大切にしあい、ともに暮らすパートナーとして支えあう。
- ④ 認知症とともに今を生きる本人の希望と、あたりまえに暮らせること（権利・人権）をいちばん大切に。



「希望条例」って、 どんな条例なのでしょう

第1条 …… 条例の目的は？

わたしたちが認知症になっても、希望をもって社会の一員として暮らすことができるよう、基本となる考えかたを共有し、みんながともに生きることができる、世田谷をつくることです。

第2条 6号 …… その特徴は？

わたしたちが認知症になっても、自分らしく元気にチャレンジすることができるよう、「私の希望ファイル」などをつうじて、みんなで話し合い、よりよく暮らす「そなえ」をしながら、前を向いて生きることができる社会を、考えつづけることです。

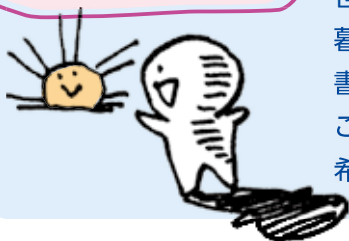
第3条 …… その基本的な考え方は？

どんな場所で暮らしていても、ひとりひとりの思いとちから、そして、権利・人権が大切にされ、安心して認知症になれる地域をつくっていきます。わたしたちが認知症であってもなくても、一緒に歩いてくれる人が必要です。おたがいをささえあう味方（パートナー）が、身近にいるまちが、世田谷です。

第4条 …… 世田谷区が責任をもってすること

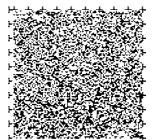
区は、この条例の目的を実現するために、いつでも、本人の立場にたち、本人や家族、そして区民と一緒に、希望のあるまちをつくっていきます。

「私の希望ファイル」 とは？



世田谷区独自の取り組みです。認知症になっても、自分らしく希望をもって暮らしていくために、認知症になる前から、自分の思いや希望、意思を繰り返し書いていく過程としての文書、記録です。

このファイルは、認知症とともに生きることへの理解を深め、ともに希望を実現していくための、共通の道具であり、そのしくみです。



条例は、どんなふうにつくられたのでしょうか

条例をつくる検討委員会では、本人たちが積極的に発言しました



私は代弁者は必要としません。自分の言葉で話す、いまの自分をわかってもらいたい。(藤原さん)

認知症というと軽い人から重い人までいるので、そこをどう理解してもらえるかが心配です。認知症は同じではない。(さきこさん)



自分が認知症だということを理解するのに2~3年かかりました。そして、認知症だっていい、自分自身で生きていくんだと思って立ち上がりました。この会議に参加したことで、自分の認知症はこれからだな、と思っています。(長谷部さん)

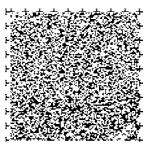
「認知症とともに生きる」というところでは、こどもを含めて、ということを強調したいんです。こどもにも認知症について、学ぶ場をつくってほしい。(藤原さん)



ワークショップやパブリックコメント、本人交流会でも、意見がたくさん出ました

区で暮らす本人とさまざまな人たちの声がこの条例をつくりあげました

- 本人が自分で決めていくことが大切。
- 認知症を、隠そうとすることが問題。
- やはり本人の話や意見を聞くのがいちばん。
- 認知症になる前の「そなえ」が大事。
- だれでも、いつかは認知症になる可能性がある。
- 「サポーター(支援者)」よりも「パートナー(伴走者)」に。



※顔のイラストは、認知症とともに生きる人S・さきこさんが描きました。

認知症についての 考え方を变えよう!

認知症は、おもに脳の記憶にかかわる機能が少しずつ低下し、日々の暮らしをだんだんうまく送れなくなっていく状態です。



さまざまな病気が引き金になりますが、自分のからだやこころ、そして環境や暮らし方によって、状態が大きく変化しやすい特徴があります。「認知症についての考え方」が状態を大きく左右しているのです。



ひとりひとりが、認知症についての「古い考え方」を、「新しい考え方」に変えていくことが、これから先を、ともによりよく暮らしていくための第一歩です。

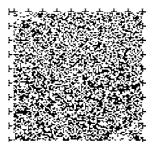
新しい考え方

古い考え方

- 他人ごと、自分に関係ない
- わからない、できない
- へんなことをいい周囲が困る配慮のない環境で困っている
- 思いがない、まわりが決める
- 地域のなかで暮らせない隠す、地域から遠ざかる
- 支えられるだけ
- あきらめ、ぼんやり、絶望的

- 自分ごと、自分も関係ある
- わかる、できることがある
- 本人なりのワケがある
- 思いがある、自分が決める
- 地域のなかで暮らしつづけるオープンにする、地域とともに
- ちからをいかして活躍、支えあう
- あきらめず、楽しく、希望を

ひとりひとりが、
考えかたをチェンジ!



世田谷区を希望のまちにするために、 区とわたしたちができること

区がすべきこと

- 本人が声を発信したり社会参加できるよう、ちからを入れ、とりくみます。
- 認知症とともに生きることに区民がもっと理解できるよう、とりくみを進めていきます。
- 「私の希望ファイル」で認知症への「そなえ」を進めていきます。
- 希望をもって暮らしていくための話し合いや、活動の機会を地域のなかでふやしていきます。
- 認知症の可能性のある人に、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターなどをつうじて、すばやい対応と、応援をしていきます。
- 本人や家族を支える機会をふやしていきます。
- 地域のネットワークを、みんなで作っていきます。
- そのための計画をつくり、希望のまちづくりを着実に進めていきます。

いっしょに!



区民のわたしたちができること

- 認知症や、ともに生きることについての理解やつながりを深めるために、講座やシンポジウム、地域のつどいや認知症カフェなどに参加しましょう。
- 「私の希望ファイル」のとりくみに参加しましょう。
- 本人の声を聞き、自分でこれからできそうなことを考えてみましょう。
- 自分も本人の「パートナー」として、一緒に楽しい体験を重ねていきましょう。
- 認知症になってからも、自分の体験や思い、希望を伝えつづけ、自分らしく暮らしていきましょう。

地域団体(町会・自治会、民生委員・児童委員、認知症カフェ、家族会)ができること

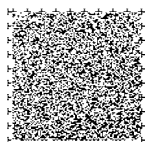
- 地域で本人と地域住民などが集い、話し合いながら楽しく暮らしやすい地域を一緒につくります。
- おたがいさまの支えあいと、見守りを行います。

医療や介護、生活支援の関係者ができること

- 本人が自宅、病院、施設など、どこで暮らしていても、ひとりひとりの希望と権利・人権を大切にします。
- 本人が必要なときに必要な支援を受けられるよう、関係者同士や地域とのつながりを深めます。
- 本人と家族が自分たちに合った支援を選べるように、必要な情報をわかりやすく伝えます。
- 「私の希望ファイル」を医療・介護の現場と区民に伝え、いかしていくことを応援します。

事業者(商店街や企業など)ができること

- 従業員が本人への、理解を深めるための学びや話し合いの機会をつくりましょう。
- 地域の人たちなどと協力しながら、本人に配慮した支えやサービスを育てていきます。



暮らしや地域を一緒につくる ための窓口が身近にあります



こんなときには、つぎの窓口にご相談を!!

家族や近所の人
が認知症かもしれない



認知症について
学びたい



最近、
自分のもの忘れが
気になってきた



地域でのつながりや、
活動の機会が
ほしい



本人同士の交流会や
認知症カフェに
参加したい



医療や介護、
生活に役立つ情報を
知りたい



あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)

(次のページに一覧があります)

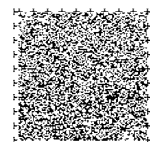
世田谷区認知症在宅生活サポートセンター

電話 03-6379-4315 / FAX 03-6379-4316

〒156-0043 世田谷区松原6-37-10

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ1F

※顔のイラストは、認知症とともに生きる人
S・さきこさんが描きました。



みんなの身近な“あんすこ”を知ろう、つながろう

世田谷には「あんしんすこやかセンター」(地域包括支援センター)が28か所あります。

	名称	所在地	電話番号	FAX番号	担当区域
世田谷	池尻あんしんすこやかセンター	池尻3-27-21	5433-2512	3418-5261	池尻1~3、池尻4(1~32番)、三宿
	太子堂あんしんすこやかセンター	太子堂2-17-1 2階	5486-9726	5486-9750	太子堂、三軒茶屋1
	若林あんしんすこやかセンター	若林1-34-2	5431-3527	5431-3528	若林、三軒茶屋2
	上町あんしんすこやかセンター	世田谷1-23-5 2階	5450-3481	5450-8005	世田谷、桜、弦巻
	経堂あんしんすこやかセンター	宮坂1-44-29	5451-5580	5451-5582	宮坂、桜丘、経堂
	下馬あんしんすこやかセンター	下馬4-13-4	3422-7218	3414-5225	下馬、野沢
	上馬あんしんすこやかセンター	上馬4-10-17	5430-8059	5430-8085	上馬、駒沢1・2
北沢	梅丘あんしんすこやかセンター	梅丘1-61-16	5426-1957	5426-1959	代田1~3、梅丘、豪徳寺
	代沢あんしんすこやかセンター	代沢5-1-15	5432-0533	5433-9684	代沢、池尻4(33~39番)
	新代田あんしんすこやかセンター	羽根木1-6-14	5355-3402	3323-3523	代田4~6、羽根木、大原
	北沢あんしんすこやかセンター	北沢2-8-18 北沢タウンホール 地下1階	5478-9101	5478-8072	北沢
	松原あんしんすこやかセンター	松原5-43-28	3323-2511	5300-0212	松原
	松沢あんしんすこやかセンター	赤堤5-31-5	3325-2352	5300-0031	赤堤、桜上水
玉川	奥沢あんしんすこやかセンター	奥沢3-15-7	6421-9131	6421-9137	東玉川、奥沢1~3
	九品仏あんしんすこやかセンター	奥沢7-35-4	6411-6047	6411-6048	玉川田園調布、奥沢4~8
	等々力あんしんすこやかセンター	等々力3-4-1 玉川総合支所 2階	3705-6528	3703-5221	玉堤、等々力、尾山台
	上野毛あんしんすこやかセンター	中町2-33-11	3703-8956	3703-5222	上野毛、野毛、中町
	用賀あんしんすこやかセンター	用賀2-29-22 2階	3708-4457	3700-6511	上用賀、用賀、玉川台
	二子玉川あんしんすこやかセンター	玉川4-4-5 2階	5797-5516	3700-0677	玉川、瀬田
	深沢あんしんすこやかセンター	駒沢4-33-12	5779-6670	3418-5271	駒沢3~5、駒沢公園、新町、桜新町、深沢
砧	祖師谷あんしんすこやかセンター	祖師谷4-1-23	3789-4589	3789-4591	祖師谷、千歳台1・2
	成城あんしんすこやかセンター	成城6-3-10	3483-8600	3483-8731	成城
	船橋あんしんすこやかセンター	船橋4-3-2	3482-3276	5490-3288	船橋、千歳台3~6
	喜多見あんしんすこやかセンター	喜多見5-11-10	3415-2313	3415-2314	喜多見、宇奈根、鎌田
	砧あんしんすこやかセンター	砧5-8-18	3416-3217	3416-3250	岡本、大蔵、砧、砧公園
烏山	上北沢あんしんすこやかセンター	上北沢4-32-9	3306-1511	3329-1005	上北沢、八幡山
	上祖師谷あんしんすこやかセンター	上祖師谷2-7-6	5315-5577	3305-6333	上祖師谷、粕谷
	烏山あんしんすこやかセンター	南烏山6-2-19 烏山区民センター 2階	3307-1198	3300-6885	給田、南烏山、北烏山

あんしんすこやかセンターの窓口開設時間 午前8時30分~午後5時(日曜・祝日・12月29日~1月3日を除く)

あんしんすこやかセンターは、まちづくりセンターと同じ建物にあります。

令和5年3月 発行 世田谷区広報印刷物登録番号 No.2138

発行 世田谷区 高齢福祉部 介護予防・地域支援課 電話5432-2954/Fax 5432-3085